

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（案）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、第十一条の二第二項及び第十一条の四の規定にかかわらず、当分の間、次項の規定の適用がある場合を除き、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減ずる。

第十一条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が、前項の規定の適用がある間において第十一条の二第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「前項の規定による期末手当の額」とあるのは、「前項の規定による期末手当の額から当該額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次項の規定は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第二項中「附則第十八項」を「附則第二十項」に改める。

(調整規定)

3 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の前である場合には、前項の規定は、適用しない。

理由

国会議員の期末手当について、当分の間、三割削減することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。